

千葉県における農業生産工程管理(GAP)推進方針

平成28年3月

一部改正 平成30年2月

一部改正 令和 4年5月

千葉県農林水産部

第1 趣旨

農業生産においては、農産物の生産から出荷に至る生産工程の全ての場面で様々なリスクが存在する。本県においても、農薬の不適正使用や農作業事故などが毎年のように発生しており、これらリスクへの対策を生産者・指導者が連携して取り組む必要がある。

これらのリスクに対し、あらかじめ生産工程に沿って幅広く危害要因を分析し、総合的なリスク管理を行う「農業生産工程管理(GAP)」の取組は大変有効である。

国では、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に基づき、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」に係るGAPの取組を推進してきたが、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」としており、令和4年3月には、「人権保護」、「農場経営管理」の分野の取組を加えた「国際水準GAPガイドライン」が公表されたところである。

GAPの取組は、関係法令等を遵守した農業生産を実践することであり、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化が図られる他、環境負荷軽減等のSDGsへの貢献にもつながり、消費者・実需者の信頼の確保が期待される。

本県では、これまで農業者の経営改善や東京オリンピック・パラリンピックにおける農産物調達基準に対応するため、「ちばGAP」制度を平成30年2月に創設し、県内におけるGAPを推進してきた。

今後は、多くの農業者がGAPに取り組むよう、産地単位での国際水準GAPガイドラインに基づくGAPの推進を図るものとする。

表1 国際水準GAPガイドラインで定める取組分野ごとの取組内容(例)

区分	分野	取組分野				
	食品安全	環境保全	労働安全	人権保護	農場経営管理	
取組内容(例)	・農薬安全使用 ・異物混入防止 ・衛生管理 など	・適正な施肥 ・廃棄物の適正 処理 など	・機械等の安全 管理 ・作業改善によ る事故防止 など	・使用者と労働 者の対話 ・雇用条件の 明示 など	・災害への備え ・販売先からの 苦情等への対 応手順の整備 など	

第2 産地への取組推進の考え方

本県では、「千葉県農林水産業振興計画(令和4年度～7年度)」において、GAP取組産地数の拡大を達成指標に掲げており、本方針で推進方策や推進体制を明確にするとともに、農産物の輸出拡大や、流通の変化を見据え、県内の全ての産地(個人も含む)で国際

水準GAPを実施することを目指す。

なお、「GAPを実施する」とは、国際水準GAPガイドラインで定められた取組5分野を理解して、計画的に取り組むことを意味する。

表2 千葉県農林水産業振興計画（令和4～7年度）における達成指標

項目	現状値 令和3年度	目標値 令和7年度
GAP取組産地数（*）	—	40産地

*各地域ごとにGAPに取り組む産地を1産地ずつ、毎年度、県下10産地を選定する。

第3 推進方策

1 農業者等への普及啓発

農業者等は、農業生産における様々なリスクに対し、日頃から対策を講じているところであり、GAPはこれらを体系的にとりまとめ、一連の改善活動を継続的に行う取組である。

農業者等がその有効性を十分に認識し、主体的に取り組めるようにすることが必要であることから、県では、農業者等がこれまで講じてきた対策等を踏まえつつ、GAPの意義や具体的な取組方法に加え、GAPの取組がSDGsに貢献できることについて普及啓発に努める。

2 指導員の育成

県は、農業者等に対するGAPの普及拡大及び地域における推進体制を強化するため、指導員の育成に努める。

3 農業者等における取組支援

県は、農業者等に対し、産地（個人含む）の実情に応じたGAPの取組ができるよう、適切な指導や助言を行う。

また、国内外の実需者や輸出相手先からの要請等により第三者認証の取得を希望する農業者等に対し、認証に向けて必要な情報提供や支援を行う。

4 消費者及び実需者への周知

県は、GAPの取組がSDGsに貢献することを消費者や実需者にホームページ等を活用して広く情報発信することに努める。

第4 推進体制

1 県段階

県は、GAPの取組を効果的に推進するため、農林水産部の関係課及び生産者団体等で構成する「千葉県GAP推進プロジェクトチーム」を設置し、県内の農業者等が広くGAPに取り組めるよう「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野に係るあるべき農業生産活動を具体的に示すとともに、普及啓発資料の作成や県域

研修会の開催など、GAPの取組を普及するために必要な支援を行う。

2 地域段階

県は、市町村、生産者団体等の関係機関と連携を図り、地域単位における研修会等の開催により、農業者等に対し、GAPの必要性や有効性について周知を図る。

また、農業者等が実際にGAPに取り組む際には、産地（個人含む）の実情に応じて農場点検等により指導・支援に当たるものとする。

産地の取組については、各地域段階においてGAP推進産地を選定し、産地が自ら継続してGAPに取り組む体制を整備できるよう指導・支援する。産地は、国際水準GAPガイドラインで定める取組5分野に対し、計画的に取り組むこととする。

個人の取組については、若手農業者（農業経営体育成セミナー生、青年団体等）を対象とした研修会や個別指導等により、GAPの取組を積極的に働きかける。

第5 その他

本方針は、農業を取り巻く情勢や国の法令・方針の改正、生産現場の実情を考慮しながら必要に応じて見直すものとする。

なお、本方針の見直しや推進の具体策の策定にあたっては、千葉県GAP推進プロジェクトチームにおいて検討を行う。

附則

- 1 本方針は、平成28年3月30日付け安農第853号で施行。
- 2 本方針は、平成30年1月25日付け安農第539号で一部改正し、平成30年2月1日付けで施行。
- 3 本方針は、令和4年5月25日付け安農第166号で一部改正し、施行。